

福祉・介護人材確保対策について

令和元年9月18日

厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課
福祉人材確保対策室

介護福祉士修学資金のご案内

介護福祉士の「修学資金」とは

介護福祉士養成施設（養成校を含む。）に在学している方は、卒業後に介護福祉士国家試験に合格することで介護福祉士の資格を取得することができます。

（※）平成29～33年度の卒業者は、試験に合格しなくても卒業年度の翌年度から5年間に限って介護福祉士の資格を有することができます。その5年間の間に試験に合格すれば5年後以降も資格を有することができます。

現在施設に在学中又はこれから在学しようと考え、介護福祉士の資格の取得を目指す皆さまをサポートするため、下記のような「介護福祉士修学資金貸付制度」があります。

▶ 授業料、教材費、交通費、介護福祉士試験受験手数料等の費用

について、在学期間中**月5万円**をお貸しします。その他、入学準備金20万円、就職準備金20万円、国家試験受験対策費用年4万円、生活費加算の加算があります。

▶ 介護福祉士の資格取得後、5年間介護の業務に従事することで、貸付金の**返還が全額免除**されます。

ご利用条件について

介護福祉士養成施設に在学している方で、（1）～（3）のいずれかに該当する方が「介護福祉士修学資金」の対象です。

- （1）貸付を受けようとする都道府県に住民登録をされていて、養成施設卒業後、その都道府県内において介護の仕事に就く予定の方
- （2）貸付を受けようとする都道府県内の養成施設の学生であって、卒業後、その都道府県内において介護の仕事に就く予定の方
- （3）養成施設での修学のために転居をした方で、転居する前年度の住民登録を貸付を受けようとする都道府県にしている、かつ、卒業後は転居前の都道府県内（貸付を受けようとする都道府県内）において介護の仕事に就く予定の方

返還の免除について

養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録をおこない、貸付を受けた県内で、5年間、介護の業務に従事した場合等に、貸付金の返還が免除されます。